

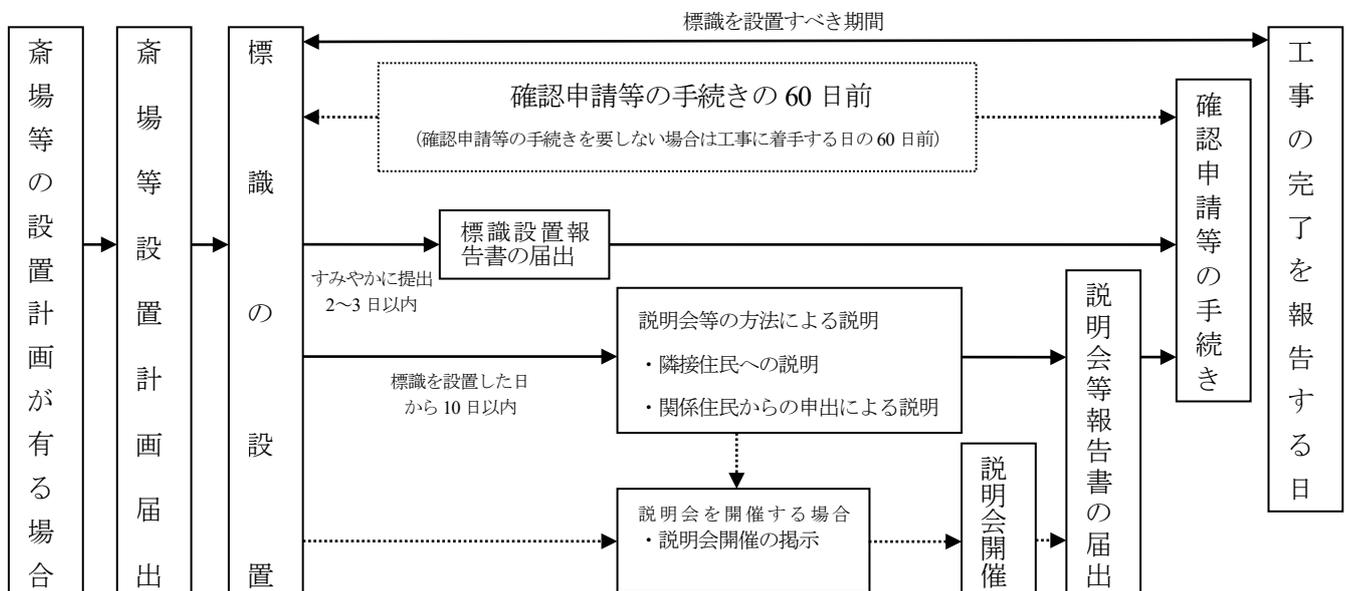
# 世田谷区斎場等の設置等に関する 指導要綱を制定しました

遺体の保管（遺体保管所）、薬剤を使用した遺体の保存や修復等を行う施設（エンバーミング施設）の設置をめぐるトラブルが社会問題となっています。

区では、これらの施設を設置する際に、事前周知の手続きを定めることにより、事業者と関係住民の紛争を未然に防止し、良好な生活環境の形成に資することを目的とする「世田谷区斎場等の設置等に関する指導要綱」を制定しました。

## 指導要綱の内容（概要）について

### ◎要綱の手続きの流れ



※ 隣接住民：斎場等の敷地の境界線から水平距離が10メートルの地点から当該斎場等の敷地までの範囲に居住する者をいう。

関係住民：斎場等の敷地の境界線から水平距離が100メートルの地点から当該斎場等の敷地までの範囲にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者をいう。

説明会等の方法：説明会、個別訪問その他の方法とする。

### ◎「標識」の設置について

- 斎場等の設置等を計画する事業者は、計画地を所轄する総合支所街づくり課に当該斎場等の「斎場等設置計画届出書」の届出を行った上で、当該計画地へ「標識」の設置が必要となります。
- 斎場等の設置に係る工事が確認申請等の手続きが必要でない場合も、上記の手続きが必要となります。
- 「標識」は敷地内の見やすい場所に設置し、関係住民に斎場等の設置に係る設置計画等の周知に努めてください。「標識」を設置した場合は、「標識設置報告書」により報告が必要となります。(中高層紛争予防条例に基づき標識を設置した場合は除きます。)

- 「標識」の設置は、確認申請等の手続きを行おうとする日の60日前（確認申請等が必要でない場合は、工事を着工しようとする日の60日前）に設置し、工事の完了を報告する日まで掲示しなければなりません。

◎住民説明会等について

- 「標識」を設置した日から10日以内に、事業者は隣接住民に対し、①～⑥に掲げる事項について説明会等の方法により説明し、当該隣接住民の理解を得るよう努めてください。
  - ① 斎場等の敷地の形態及び規模、敷地内における建築物の位置並びに付近の建築物の位置の概要
  - ② 斎場等の規模、構造及び用途
  - ③ 斎場等の工期、工法及び作業方法等
  - ④ 斎場等の工事による危害の防止策
  - ⑤ 斎場等の設置に伴い生じる周辺的生活環境に及ぼす影響及びその対策
  - ⑥ 斎場等の管理運営体制及び営業形態
- 事業者は、関係住民（隣接住民を除く。）からの申出があったときは、上記①～⑥に掲げる事項について説明会等の方法により説明し、関係住民の理解を得るよう努めてください。
- 説明会以外の方法により説明を行った場合で、関係住民から説明会の申出があった場合は、説明会を開催し、理解を得るよう努めてください。
- 事業者は、説明等を行ったときは、「説明会等報告書」を提出してください。

□制定日

平成27年2月27日

□施行日

平成27年4月1日

－ 世田谷区のホームページをご活用ください －

世田谷区ホームページトップページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/index.html>) より、「世田谷区斎場等の設置等に関する指導要綱」のページ番号「138171」を入力してください。（世田谷区ホームページトップページより）



138171

検索

お問い合わせ先・届出先

世田谷区 各総合支所 街づくり課 条例担当

(世田谷地域) 世田谷総合支所	電話 03-5432-2460	FAX 03-5432-3055
(北沢地域) 北沢総合支所	電話 03-5478-8076	FAX 03-5478-8019
(玉川地域) 玉川総合支所	電話 03-3702-4513	FAX 03-3702-0942
(砧地域) 砧総合支所	電話 03-3482-1398	FAX 03-3482-1471
(烏山地域) 烏山総合支所	電話 03-3326-9618	FAX 03-3326-6159